

長建国保特集号

建設長崎

3 March 号外

2018年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まず

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄 印刷●(株)昭和堂 TEL 095-821-1234

平成三〇年度事業計画決定

2/27



去る2月27日(火)長崎市筑後町のセントヒル長崎において各支部選出の組合会議員31名(定数37名)の出席で第96回組合会を開催し、平成29年度決算見込、並びに平成30年度事業計画、及び37億3,441万8千円の新年度予算など、提案された全議案が決定されました。

組合会の開会にあたり、理事会を代表して船津栄市理事長より挨拶があり、国の平成三〇年度予算状況、並びに国保組合に対する補助金の予算状況と補助金確保へのハガキ要請行動に対する感謝と御礼がありました。

また、長建国保の本年度の予算編成に際し、本年度の保険料の改定案や取り組むべき事業等について報告と協力方へのお願いがありました。

議事については、井手保組合会議長(左官 西彼支部)の進行の下、平成二十九年度決算見込等の報告の後、平成二十九年度補正予算、平成三〇年度事業計画、並びに歳入歳出予算、法令遵守実践計画、第三期特定健診実施計画、個人情報保護方針など全九議案が提案され、本年四月からの保険

料改定を盛り込んだ新年度予算が決定しました。また、昨年の支部大会において、支部役員等の退任に伴う異動があった支部より、役員等の選出規程に基づき、後任の役員等(理事並びに組合会議員)の選出が行われましたので本組合会において報告いたしました。新役員は以下の皆様です。【理事 新任四名】本多常秋氏(中央支部長 小宮清治氏(市南支部長 岩崎喜三郎(西彼支部長 山下洋二氏(市南支部) 中尾 豊氏(西彼支部) ※任期 平成三〇年七月三十一日迄

平成二十九年度決算見込 剰余金二千七百万円 平成二十九年度予算編成の段階では、医療費の伸びを前年度比二・二八%と見込み、不足する支出経費約五億円については保険料の引き上げと基金(積立金)繰入により補う予算編成となりました。同年度の決算見込によりまして、平成二十九年度の医療費は、過去三カ年度の医療費実績と平成二十九年度十月診療分までの医療費実績による推計で、前年度比三・三三%減(入院九・七四%減、外来二・〇五%増、歯科四・一一%増)となり当初の伸び率を下回る見込みです。決算剰余金としては三、二七二万円程度に止まる見込みですが、繰越金や基金繰入等を差し引いた単年度収支は二億一九一百万円の赤字となる見込みです。

今年の冬は、インフルエンザが大流行し、累計患者数が全国で一、〇〇〇万人を超える状況となっています。予防対策や感染等には十分ご注意くださいと存じます。

さて、昨年十二月二十二日、政府は一般会計総額九七兆七、一二八億円の平成三十年度当初予算を閣議決定しました。一般会計総額は六年連続で過去最大を更新し、一般会計から国債費を差し引いた政策経費は七四兆四、一〇八億円となっています。

国保組合の予算は、社会保障関係予算の自然増(六、三〇〇億円)を一、三〇〇億円の補助金の算定に係わる重要な所得調査が予定されていますので、実施の際は特段のご協力をお願いします。

また、長建国保の平成二十九年度の運営状況は、高率補助の見直しによる減額で、被保険者一人当たりの医療費は〇・八%増と見込み現行補助水準は確保できる見通しです。

また、長建国保の平成二十九年度の運営状況は、高率補助の見直しによる減額で、被保険者一人当たりの医療費は〇・八%増と見込み現行補助水準は確保できる見通しです。



理事長 船津 栄市

長建国保の健全運営のため 保険料改定にご理解とご協力を

平成30年度保険料決定 保険料、一人あたり430円、介護は100円引上げ 基金3億円繰入

平成30年度賦課区分別保険料(月額)

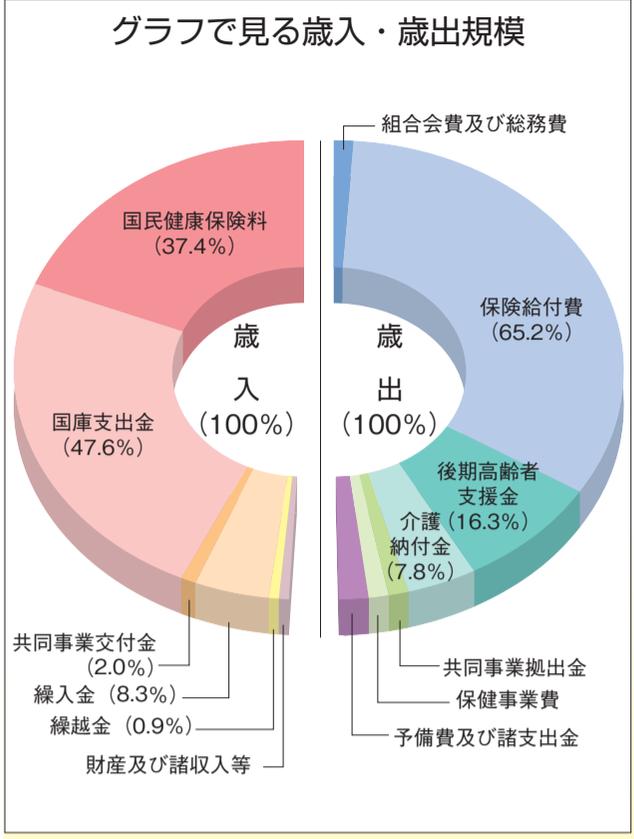
種別	区分	医療分保険料(月額)			支援金分保険料(月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員基本保険料	第1種 (賃金・給与で就労する組合員)	11,300	300	11,600	2,000	200	2,200	13,300	500	13,800
	第2種 (建設業等許可を有しない事業主)	14,800	400	15,200	2,600	200	2,800	17,400	600	18,000
	第3種 (建設業等許可を有する事業主)	17,500	500	18,000	3,000	200	3,200	20,500	700	21,200
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	7,300	200	7,500	1,200	200	1,400	8,500	400	8,900
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	9,300	200	9,500	1,700	200	1,900	11,000	400	11,400
家族保険料	家族1人につき(5人を限度)	3,000	0	3,000	600	100	700	3,600	100	3,700

2. 介護分保険料

種別	区分	現行	引上げ額	改定額
第2号被保険者	40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度)	2,000	100	2,100

平成三〇年度の収支試算による支出見込みは、高齢者の医療費や介護給付費が全国的に毎年増加していることで、当組合が負担する後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金も影響額を加味した予算計上となりました。一般医療費については、過去三カ年度の伸び率と平成二十九年度の医療費推計を勘案し、平成二十九年度比三・五八%増を見込みました。一方、歳入面では、国庫補助金の定率分は前年度並みの補助水準で試算したものの、普通調整補助金については、算出に係る一人当りの所得額が全国的に伸びたため、前年度を下回る試算となりました。これらの補助金と現行の保険料額で医療費等の支出経費を賄うには約三億六千万円の歳入不足が見込まれました。この不足額を保険料で補うと一人あたり月額約二、七〇〇円の引上げが必要となるため、第九十六回組合会では、組合員世帯の負担軽減を図ることを最優先に考慮し、基金(積立金)から三億円繰り入れするとともに、一人あたり月額四三〇円(介護は一〇〇円)の引上げをお願いすることと致しました。組合員並びにご家族皆様のご理解とご協力をお願い致します。

平成三〇年度予算総額二七億二、四四二万円



平成三〇年度予算における収支は、法定に基づく高齢者支援金や介護納付金、一般医療費を含む保険給付費等の支出総額を三七億二千四百万円と見込みました。歳入では、現行補助水準で国庫補助金を見込み、さらに平成二十九年度決算剰余金を全額繰り入れても支出総額を賄うには三億六千万円の財源不足が見込まれます。本来ならば、この不足する財源については保険料で補うところですが、中小零細事業の現場では若年技能者の入職不足や公共工事設計労務単価の引き上げ効果も未だ賃金引上げには結びついていない等の現状もあり、大幅な保険料の引上げ負担増は厳しい状況にあります。組合では、出来る限り組合員負担を軽減するため、被保険者一人当たり月額平均四三〇円(介護分保険料は一人一〇〇円)の引上げと基金から三億円の繰入を行うこととしました。これまでの事業運営では、予算編成上、医療費や高齢者拠出金、介護納付金等の支出に要する財源不足が常に見込まれてきましたが、一定以上の繰越金(剰余金を保有していたことから、保険料の引き上げ改定は行わず不足する財源は剰余金で賄いながら運営してきました。しかしながら、医療費や介護費用、高齢者拠出金については毎年自然増となることから、その財源とするこれまでの繰越金は徐々に縮小し、平成二十八年度には二億円の基金投入の上、単年度で二億五千万円の赤字を計上し、平成二十九年度には一億五千万円の基金を投入し、約二億

歳入 (単位: 千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,398,078	1,341,135	56,943	37.4
2. 手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	1,779,219	1,962,251	△183,032	47.6
4. 前期高齢者交付金	2	1	1	0.0
5. 県支出金	2	1	1	0.0
6. 共同事業交付金	73,690	70,344	3,346	2.0
7. 財産収入	35	172	△137	0.0
8. 寄附金	1	1	0	0.0
9. 繰入金	309,000	439,000	△130,000	8.3
10. 繰越金	32,714	18,132	14,582	0.9
11. 諸収入	141,676	44,800	96,876	3.8
歳入合計	3,734,418	3,875,838	△141,420	100.0

歳出 (単位: 千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 組合会費	4,355	3,868	487	0.1
2. 総務費	104,150	98,831	5,319	2.8
3. 保険給付費	2,435,972	2,642,809	△206,837	65.2
4. 後期高齢者支援金	607,217	576,339	30,878	16.3
5. 前期高齢者納付金	40	41	△1	0.0
6. 老人保健拠出金	13	13	0	0.0
7. 介護納付金	290,790	306,740	△15,950	7.8
8. 共同事業拠出金	92,183	87,983	4,200	2.5
9. 保健事業費	80,568	67,888	12,680	2.2
10. 積立金	2	2	0	0.0
11. 公債費	100	100	0	0.0
12. 諸支出金	45,484	14,582	30,902	1.2
13. 予備費	73,544	76,642	△3,098	1.9
歳出合計	3,734,418	3,875,838	△141,420	100.0

特別健診の実施

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を補助します。

巡回健診時のがん検査の費用助成

巡回健診の際、各種がん検査を希望者のみ受検することが出来ます。その検査費用の一部又は全額を助成します。

インフルエンザ予防接種費用の助成

新型及び季節性インフル

人間ドック健診の実施

被保険者組合員及び配偶者の方を対象に、一泊二日及び日帰りの人間ドック健診を実施し、健診費用の自己負担額を除く額を助成します。

健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添え表彰します。

新生児世帯への月刊誌の無料配布

赤ちゃんを出産された世帯に対し、赤ちゃんの健やかな成長のための育児月刊誌を無償配布いたします。

指定温泉施設入浴料金の割引と助成

組合が指定する温泉施設の入浴料金を通常の料金より安く利用できる割引及び補助券の発行を行います(補助券は長建国保組合員一世帯あたり二〇枚を限度に交付)。

鍼灸マッサージ施術費用助成

組合員が長建国保の指定施術院で鍼灸等の施術を受けられる場合、事前に手続きを行った場合は、長建国保よりその費用の一部補助を行います。

平成30年度長建国保の保健事業

エンサワクチンの接種費用に対し、補助を行います。

鍼灸マッサージ施術費用助成

※自己負担限度額の見直し (70歳以上)

区分	現行		平成30年8月～	
	外来(個人)	限度額(世帯)	外来(個人)	限度額(世帯)
現役並み(課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円 + 1% [44,400円]	課税所得690万円以上 252,600円 + 1% [140,100円] 課税所得380万円以上 167,400円 + 1% [93,000円] 課税所得145万円以上 80,100円 + 1% [44,400円]	
一般(課税所得145万円未満)	14,000円(年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]	18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]
住民税非課税		24,600円		24,600円
住民税非課税(所得一定以下)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

厚生労働省 所得調査を実施

本年度は、国保組合に対する補助金(補助率)の算定に係る重要な所得調査(市町村民税課税標準額調査)が実施される予定です。組合員並びにご家族の皆様は、この調査結果に基づき今後の国保組合への国庫補助の在り方や補助率算定等の検討を行うこととしております。調査実施の際は、組合員並びにご家族の皆様のご協力をお願い致します。

高額療養費 自己負担限度額が変わります

平成三〇年八月より七十歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の見直しが実施されます。

各種届出・申請の際 個人番号の記入を お願いしています

個人番号(マイナンバー) 該当するご家族(被保険者)の個人番号の記載が必ず国と地方自治体との間で情報連携がスタートし、同年七月からは長建国保等の医療保険者等も含めて資格等の情報連携が開始される予定でしたが、国のシステム等に不具合が発生したため、当初予定していた事務手続きの簡素化が延期されている状況です。国保事務局としては情報連携の本格スタートに向けて行政等の指導に基づき対応してまいります。

■個人番号ご提供の際には、次の①②③のいずれかの書類を組合へお持ち下さい。

■所定の手続きには個人番号を

個人番号制度に基づき、資格関係に係る手続きや、給付申請(療養費支給申請、○高額療養費支給申請、○限度額適用認定証交付申請、○高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付申請等)の際には組合員並びに

①「通知カード」と「左記ア〜クのいずれかの書類」
ア、運転免許証
イ、パスポート
ウ、身体障害者手帳
エ、精神障害者保健福祉手帳
オ、療養手帳
カ、在留カード
キ、特別永住証明書等
ク、官公署が発行する書類(顔写真付)

②「個人番号が記載された住民票謄本」と「①記載のア〜クのいずれかの書類」
③「個人番号カード」(顔写真付)

各種届出はお早めに

～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

こんなとき	提出いただく届出書等	添付いただく書類 (※別途個人番号が記載された書類が必要です)	提出期限
○長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に加入する際は組合費等の自動振替用の銀行通帳及び届出印など別途必要なものがあります。)	加入申込書 被保険者資格取得届 療養付加金用ゆうちょ口座届兼同意書	・住民票謄本・現在加入の被保険者証・就労証明書または就業届出書 ・組合員本人名義のゆうちょ銀行(郵便局)の通帳 ・建設業に従事している証明書類(別途お問い合わせ下さい。) ※扶養家族がある方(該当する場合のみ) ・民生委員による無職である確認(証明)書 ・源泉徴収票等の収入金額がわかる書類 ・高齢受給者証・在学証明書・施設在園証明書・被爆者手帳など	—
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・市町村国保の被保険者証・住民票謄本・民生委員による無職の確認書	その都度
○家族が会社(社会保険)を退職し、長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・住民票謄本・民生委員による無職の確認書・会社の退職日がわかるもの	14日以内
○出産したとき	被保険者資格取得届	・被保険者証・住民票謄本または母子手帳の写	14日以内
○長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(被保険者全員分)	直ちに
○就職等で健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・就職先の健康保険証の写	14日以内
○被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・死亡診断書の写	14日以内
○市町村国保に加入するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(※転出の場合は住民票謄本要)	その都度
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証、住民票謄本要	その都度
○住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	・被保険者証(被保険者全員分)・住民票謄本	14日以内
○被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	・(紛失の場合)紛失の場合は最寄の警察署にも必ずお届け下さい。 ・(破損の場合)破損した被保険者証を添付して下さい。	直ちに
○修学のため自宅を離れる場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・在学証明書	その都度
○介護、福祉施設等に長期入所(入園)する場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・入所(入園)証明書	その都度
○70歳に達するとき(高齢受給者証の交付申請)	基準収入額適用申請書	・70歳に達する方の所得(課税)額がわかる書類 (市町村の所得(課税)証明書、又は確定申告書の写等)	その都度
○組合員が法人として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書 (厚生年金取得届)	健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添えて所轄の年金事務所へ14日以内に届出下さい。	14日以内
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書	区分変更の内容が確認できる書類	直ちに

○添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

建設長崎組合加入職種一覧表

建築大工	型枠大工	左官	タイル工
ブロック工	板金工	塗装工	看板工
建具工	木工	表具工	内装工
畳工	サッシ工	屋根葺工	電気工
鳶工	土木工	解体工	コンクリート圧送工
建設作業員	石工	鉄筋工	鉄骨工
配管工	洗管工	ダクト工	断熱工
外装工	軽天工	フェンス工	穿孔工
造園工	製材工	木工機械工	防蟻工
防水工	潜水工	ボーリング工	築炉工
清掃工	建設機械運転士	設計士	建築溶接工
住宅機器	測量士	設備工	建設事務

加入資格の適正化対策

組合加入は建設業のみ

職種の点検調査を強化

私達の組合は、建設業に従事している建設労働者職人のための組合であり、建設業ではない方は加入できません。組合では、加入資格の適正化対策として職種の点検・確認を日常的に実施しています。

特に、新規加入時における組合員資格の適用については、職種の確認できる書類の提出や自宅訪問を行うなど徹底した適正化対策に取り組んでいます。また、加入後に転職し建設業とは異なる職種に就いた場合もその時点で加入資格を失うので組合に届出するよう周知に努めています。

私達の命綱である長建国保の健全運営につきまして仲間の方々のご理解とご協力をお願いします。

（就労状況調査）を二年に一度定期的に実施し、証明書類による職種の点検・確認に努めています。

このように、組合は今後も引き続き職種の点検調査や、異業種の紛れ込み防止等も含めて、資格の適用の適正化対策の強化に取り組んでいきます。

長建国保は、建設労働者職人である組合員のための国保です。これら資格の適正化対策等の取り組みには組合員とご家族の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

法人事業所は

健康保険適用除外の承認が必要です

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主は年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険の適用は除外され長建国保に加入することができず。健康保険適用除外承認は、法人事業所等の事業主は、健康保険適用除外承認申請書（別表）を事実発生から十四日以内に所轄の年金事務所に提出し、同所の承認を受けなければなりません。年金事務所への承認を受けることで、年金は厚生年金が適用されますが、健康保険の適用は除外され長建国保に加入することができず。



記載した理由書の添付が必要です。やむを得ない理由とは、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責によらない事由とされています。

●長建国保の組合員が法人事業所等の事業主として事業を開始する場合。
●健康保険適用除外の承認を受けている事業所が新たに雇用する従業員を長建国保に加入させようとする場合

健康保険の適用事業所が長建国保の組合員を雇った場合

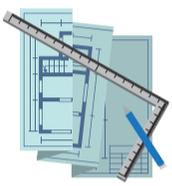
健康保険の適用事業所が長建国保の組合員を雇った場合、健康保険適用除外承認申請は、事実発生（雇用日、法人設立日等）から十四日以内に年金事務所へ提出しなければなりません。やむを得ない理由により十四日以内に届出が出来なかった場合は、その理由を

未申請者は資格喪失

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし長建国保の組合員（被保険者）の加入資格を喪失させていただきます。

申請は事実発生から十四日以内

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし長建国保の組合員（被保険者）の加入資格を喪失させていただきます。



【建設業に従事していることを証明する書類例】

※下記に示す証明書類例のいずれか1つの写しを提出して下さい。

- 建設業許可業者の通知書（許可の有効期間、建設業の種類等の記載があるもの）
- 会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書（建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの）
- 電気工事等の業者登録証（建築士事務所、解体・水道工事業等の業者登録証で有効期限の範囲内のもの）
- 得意先からの発注書、又は工事請負契約書（直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの）
- 請求書並びに領収書控（直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの）
- 労働保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 健康保険適用除外承認証（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 所得税確定申告書Bの第1表並びに第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので職業欄に建設業種、屋号欄に「〇〇建設」等の建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 所得税確定申告書Aの第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので「給与の支払者の氏名・名称欄」に「〇〇建設」などの建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 源泉徴収票（「給与の支払者欄」に「〇〇建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 一人親方労災保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 事業主が証明した就労（雇用）証明書（事業所の業種、当該組合員の職種の記載があるもの）
- その他証明書類と同等であると組合が認めたもの

※注意事項

- 証明書類に記載されている屋号・商号がカタカナ・アルファベット表示で建設業と判断できない場合、職種の記載がない場合、有効期限切れの場合は、建設業と判断できる証明書類を別途に提出して下さい。
- 所得税確定申告書、源泉徴収票は直近の年分のものを提出して下さい。
- 資格証や修了証等で期間更新制ではないもの、工事見積書は、証明書類に該当しませんのでご注意ください。
- 証明書類をお持ちでない方は組合所属支部にご相談下さい。

資格（職種）の再確認

就労状況調査を実施しています

証明書類の提出を

組合では、組合員資格（職種）の再確認のため、厚生労働省の指導に基づき組合員就労状況調査を実施しています。対象組合員の皆様には、平成三十年二月に封書（クリアム色）にて調査のご案内を郵送させていただきました。

建設従事者である証明書類未提出者は資格喪失

この調査は、同封してあります「組合員就労状況調査票黄色」にご記入いただき、別表掲載の「建設業に従事していることを証明する書類」を添付して所属支部事務所へ提出していただきます。対象組合員の皆様にはお早目に提出して下さい。



（以下「証明書類」）を添付して所属支部事務所へ提出していただきます。対象組合員の皆様にはお早目に提出して下さい。

尚、調査に応じない場合や所定の提出期限までに証明書類を提出しない場合は、組合加入の無資格者として被保険者証を返還の上、資格喪失となります。対象組合員の皆様には調査の趣旨等ご理解とご協力をお願いいたします。